



中国の独占禁止政策：これまでの到達点及び問題点と今後の見通し

吳漢洪（ウ・ハンホン）

中国人民大学産業經濟・競争政策研究センター主任,
同大学經濟学院教授

- 中国の独占禁止法は2008年8月1日に施行された。同法は中国の社会主義市場経済システムを構築する上で重要な一里塚となっている。
- 独占禁止法の制定は、中国の社会主義市場経済における競争法の導入を意味するばかりではなく、中国競争政策の基本的枠組の確立も意味する。

- 独占禁止法の公布及びその施行は、市場に資源配分の基本的役割を担わさせ、かつ、社会主義市場経済システムを一層改善させるという中国の固い決意を示してきた。
- 独占禁止法の施行後4年が経過した。
- 本ペーパーでは、中国の独占禁止政策についてどのように理解し、評価するか今後の見通しについて述べたい。
- 本プレゼンテーションの構成は次のとおり:

講演内容

- 
- A** 中国の独占禁止政策の枠組み
 - B** 中国の独占禁止政策のこれまでの到達点
 - C** 中国の独占禁止政策が直面している問題
 - D** 中国の独占禁止政策の今後の見通し

A 中国の独占禁止政策の枠組み

1. 目的
2. 規制目標
3. 執行機関
4. 執行制度



B 中国の独占禁止政策のこれまでの到達点

1. 独占禁止法を施行するための補助ルールの制定を積極的に行う



表 1 : 国家發展改革委員會令

番号	名称	目的	公布日
1	反価格独占条項	価格独占行為の予防及び是正	2010年12月29日
2	反価格独占の法執行のための行政手続条項	価格独占に対する法執行手続の適正化	2010年12月29日

表 2 : 商務部独占禁止局令

番号	名称	目的	公布日
1	企業結合の届出措置	企業結合の届出の規制	2009年11月21日
2	企業結合の審査措置	企業結合の審査及び審査手続の明確化	2009年11月24日
3	(企業結合審査の過程で生じる) 資産又は事業の譲渡に係る仮条項	資産又は事業の譲渡の条件を付す場合の基準の明確化	2010年 7 月 5 日
4	企業結合による競争への影響の評価に関する暫定条項	企業結合審査の標準化	2011年 8 月29日
5	事前届出基準を満たすにもかかわらず事前届出を怠った企業の調査・決定に関する暫定的措置	事前届出基準を満たすにもかかわらず事前届出を怠った企業の調査・決定の制度化	2011年12月30日

表 3 : 国家工商行政管理總局令

番号	名称	目的	公布日
1	(価格以外の) 独占協定の禁止に係る条項	経済活動における独占協定の禁止	2010年12月31日
2	(価格以外の) 市場支配的地位の濫用に係る条項	経済活動における市場支配的地位の濫用の禁止	2010年12月31日
3	競争を排除又は制限する行政権力の濫用の禁止に係る条項	競争の排除又は制限を目的とする行政権力の濫用の禁止	2010年12月31日
4	独占協定及び市場支配的地位の濫用に対する調査及び制裁の手續に係る条項	独占行為に対する調査及び制裁措置に関する手續の制度化	2009年 5月26日
5	競争を排除又は制限する行政権力の濫用の禁止手續に係る条項	行政権力を濫用し競争を排除又は制限することの禁止	2009年 5月26日

B 中国の独占禁止政策のこれまでの到達点

1. 独占禁止法を施行するための補助ルールの制定を積極的に行う
2. 独占禁止法を積極的に執行



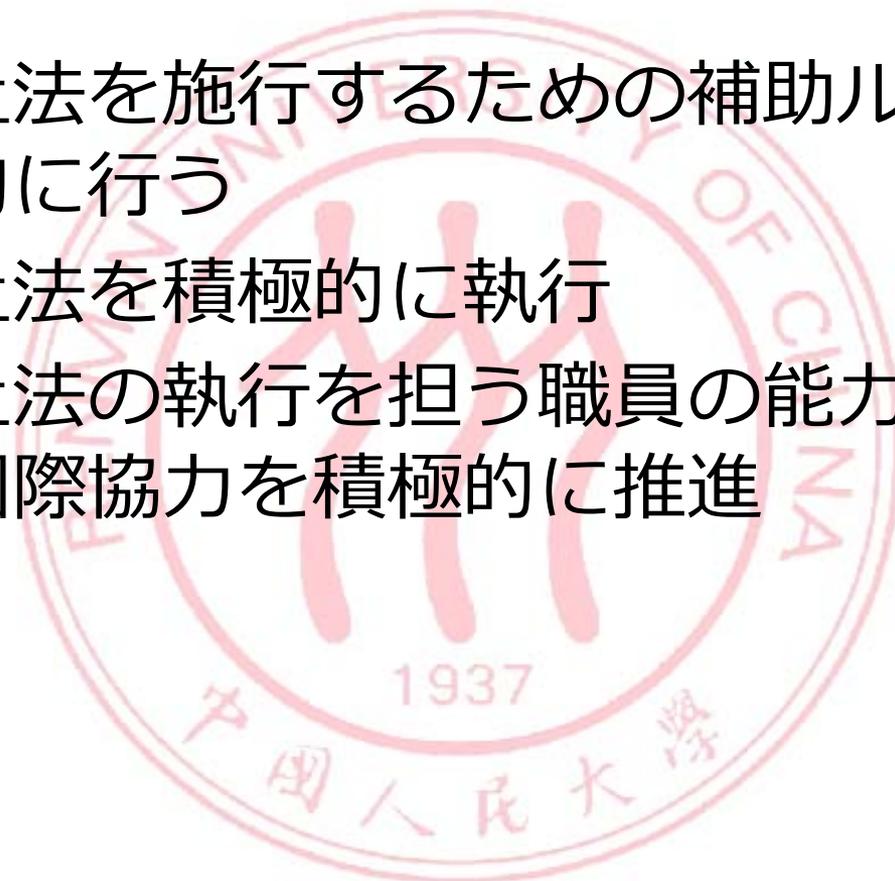
表4：独占禁止法の施行以来，商務部が審査した企業結合の件数

年	2008	2009	2010	2011	2012
企業結合の審査件数	16	78	109	171	154*

注) * 2012年は11月までの審査件数

B 中国の独占禁止政策のこれまでの到達点

1. 独占禁止法を施行するための補助ルールの制定を積極的に行う
2. 独占禁止法を積極的に執行
3. 独占禁止法の執行を担う職員的能力向上，国際交流や国際協力を積極的に推進



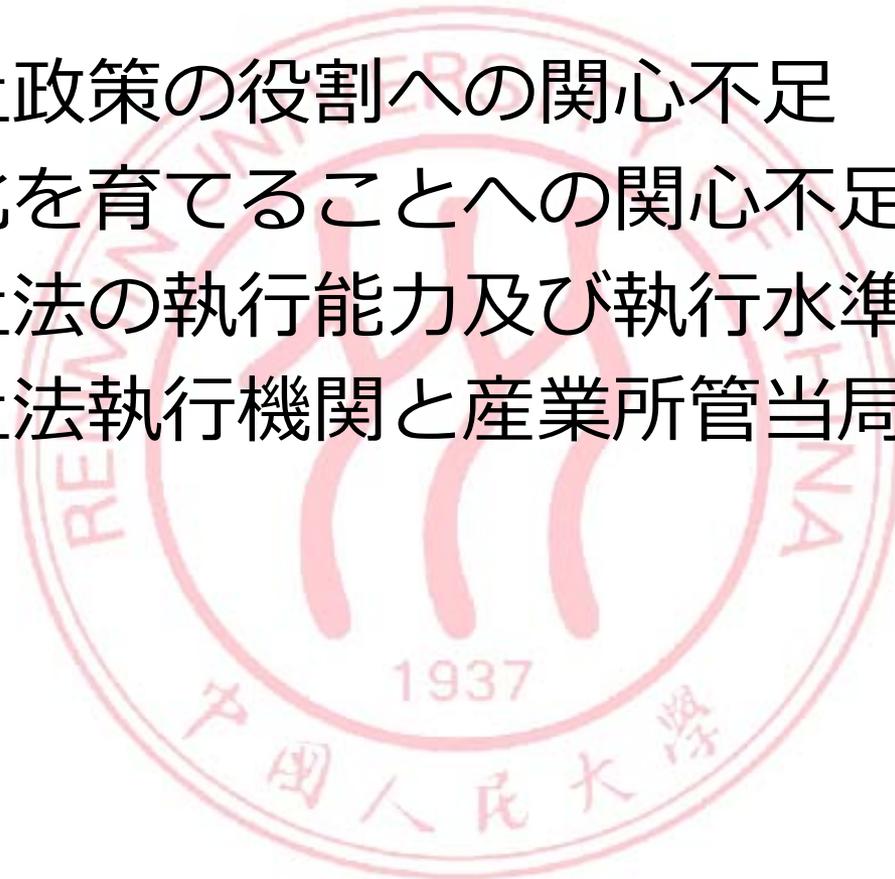
B 中国の独占禁止政策のこれまでの到達点

4. 独占禁止法に係る司法・審理会手続の確立
5. 独占禁止法に関連する分野の研究強化



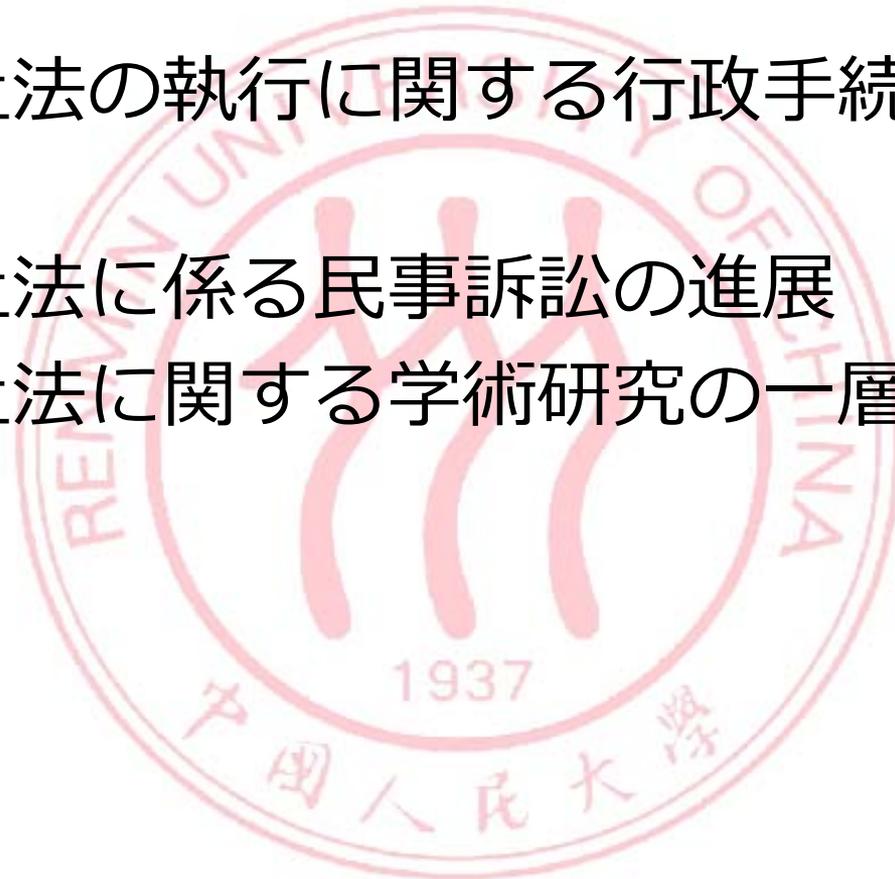
C 中国の独占禁止政策が直面している問題

1. 独占禁止政策の役割への関心不足
2. 競争文化を育てることへの関心不足
3. 独占禁止法の執行能力及び執行水準の向上
4. 独占禁止法執行機関と産業所管当局との連携不足



D 中国の独占禁止政策の今後の見通し

1. 独占禁止法の執行に関する行政手続の完備と洗練
2. 独占禁止法に係る民事訴訟の進展
3. 独占禁止法に関する学術研究の一層の発展



概括

- 独占禁止政策・独占禁止法の施行以来4年が経過したが、その間、独占禁止当局は、独占禁止法施行のための補助条項やガイドラインの制定を積極的に行い、積極的な法執行、職員の能力向上を行ってきた。現在では、司法・審理会手続が確立し独占禁止法の関連分野の研究もより発展している。

概括

- 他方，国民は独占禁止政策にそれほど関心を払ってこなかったので，競争当局の執行能力の向上及び競争文化が一層育まれることが求められる。将来的には，独占禁止当局の行政執行が改善し，独占禁止法に係る民事訴訟が更に進展するとともに，独占禁止政策に係る学術研究が高い水準に達するであろう。



Thank You !

